

平成29年度

いじめ防止基本方針（改定版）

- I はじめに
 - II 本校のいじめ問題に対する基本姿勢
 - III いじめの定義
 - IV 組織
 - V いじめの未然防止
 - VI いじめの早期発見
 - VII いじめの対応
 - VIII 重大事態への対応
 - IX 研修
 - X P D C Aサイクル
- 資料

さいたま市立東大成小学校

平成29年度 さいたま市立東大成小学校いじめ防止基本方針

I はじめに

「いじめは、どの学校でも、どの学級でも、どの児童にも起こり得る」という基本認識の下、本校の学校教育目標「ゆたかな子 たくましい子 かしこい子」を実現するため、いじめの防止、いじめの早期発見・早期対応、いじめに対する措置の具体的な取組について、「さいたま市立東大成小学校いじめ防止基本方針」（以下、「学校いじめ防止基本方針」という。）を策定する。

II 本校のいじめの問題に対する基本姿勢

- 1 すべての教職員、児童及び保護者が、「いじめは絶対に許さない」という認識をもち、いじめを許さない、見過ごさない校風を醸成する。
- 2 いじめられている児童の早期発見に努め、いじめられている児童を最後まで守り抜く。教職員がいじめを発見または相談を受けた場合は、速やかにいじめ対策委員会に情報を報告し、組織的な対応につなげ、特定の教職員が抱え込まず、学校が一丸となって対応する。
- 3 日々の授業を充実するとともに、生命尊重「いのちの支え合い」や教師自らの体験を語ることなどを通して、「希望をはぐくむ教育」を推進する。
- 4 児童一人ひとりの自己存在感を高め、児童と児童、児童と教職員の間、共感的な人間関係を育む教育活動を推進する。
- 5 いじめの早期解決に向けて、学校が組織的・機動的に対応するとともに、保護者、地域及び関係機関と連携・協力して、いじめの防止及び事後指導にあたる。
- 6 いじめる児童に対し、成長支援の観点に立ち毅然とした態度で指導するとともに、いじめる児童が抱える問題を解決するため、心理や福祉等の専門性を生かした支援や専門機関との連携を図る。
- 7 教育活動全体を通じて、特別支援教育・国際教育・人権教育の充実を図り、指導を組織に行う。

III いじめの定義（「いじめ防止対策推進法」第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。「けんかやふざけ合い」であっても、見えないところで被害が発生している場合もあることから、背景にある事情を確認し、児童の感じる被害性を踏まえ、いじめに該当するかを適正に判断する。

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している状態」とは、少なくとも次の2つの要件が満たされているものとする。

① いじめに係る行為が止んでいること。

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと。

被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないことが認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

IV 組織

1 いじめ対策委員会（「いじめ防止対策推進法」第22条）

(1) 目的 学校におけるいじめ防止等に関する措置を実行的に行うため、いじめ対策委員会を設置する。

(2) 構成員 校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、生徒指導部員、教育相談主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、学校地域連携コーディネーター、スクールカウンセラー、さわやか相談員、スクールソーシャルワーカー

※ 必要に応じて、PTA会長、警察関係者、臨床心理士、医師、弁護士、個別サポート指導員等、構成員以外の関係者を招集できる。

(3) 開催

- ① 定例会 年間2回（6月 11月）
- ② 校内委員会 毎月1回(生徒指導委員会と兼ねて開催)
- ③ 臨時会 必要に応じて、必要なメンバーを招集して開催

(4) 役割

いじめ対策委員会は、組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う。

① 未然防止 いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う。

② 早期発見・事案対処

・いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受ける窓口となる。

・いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集・記録・共有を行う。

・情報があった時には緊急会議を開催するなど、迅速な共有及び関係児童に対するアンケート調査、聴き取り調査等により、事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う。

・いじめの被害児童に対する支援・加害児童に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。

③ いじめ防止基本方針に基づく取組

・年間計画に基づき、いじめ防止等に係る校内研修を複数回企画し、計画的に実施する。

・いじめ防止基本方針が本校の実情に即して適切に機能しているかについて点検を行い、見直しを行う。（PDCAサイクルの実行を含む）

2 子どもいじめ対策委員会

- (1) 目的 いじめの問題を自分たちの問題として受け止め、自分たちでできることを主体的に考え、行動するとともに、いじめを許さない集団やいじめが起きない集団、いじめが起きない学校を作ろうとする意識を高め、いじめ防止等の取組を推進する。
- (2) 構成員 児童会役員
- (3) 開催 各学期1回程度(代表委員会・計画委員会と兼ねて開催)
- (4) 内容
 - ・仲間意識を高める児童会活動(いじめ防止集会6月・9月)の企画・立案・実施。
 - ・いじめ撲滅を目指した学級スローガンづくり及びキャンペーンの実施。
 - ・いじめの未然防止に向けた児童の主体的な取組を推進するため、各委員会の委員長や各クラブの部長、クラスの代表委員が集まる話し合いを開催。

V いじめの未然防止

1 道徳教育の充実

学習指導要領総則第1教育課程編成の一般方針に基づき、道徳教育の充実を図る。

(1) 教育活動全体を通して

- ・「いじめをしない、許さない」資質をはぐくむために、あらゆる教育活動の場面において、道徳教育に資する学習の充実に努め、道徳教育推進教師を中心に、全教師の協力体制を整える。
- ・道徳の内容項目と関連付けて、重点化を図り、時期と内容を明確にした全体計画を作成する。

(2) 道徳の時間を通して

- ・「いじめ撲滅強化月間」(6月・11月)に、「2 主として他の人とのかわりに関すること」の内容項目を取り上げて指導する。

2 「いじめ撲滅強化月間」の取組を通して

実施要項に基づき、各学年や児童の実態を踏まえ、次の内容について取り組む。

- ・児童生徒啓発ポスターを活用した、いじめ撲滅に向けた学級スローガンづくり
- ・児童会による、いじめ撲滅を目指したキャンペーンの展開
- ・さいたま市子ども会議、いじめ防止シンポジウム、心を潤す4つの言葉推進運動
- ・校長等による講話
- ・「いじめ防止指導事例集」を活用するなど、いじめ未然防止に向けた学級担任等による指導
- ・学校だよりやPTA広報誌等による家庭や地域への啓発活動

3 「人間関係プログラム」を通して

(1) 「人間関係プログラム」の計画的な実施

- ・「いじめ撲滅強化月間」に、構成的グループエンカウンター等のエクササイズを実施し、温かな人間関係を醸成する。
- ・「相手が元気の出る話の聴き方・相手が元気の出ない話の聞き方」等のロールプレイを計画的に行うことにより人と関わる際に必要となるスキルの定着を図り、いじめの未然防止に取り組む。

(2) 「人間関係プログラム」を活用した直接体験の場や機会の設定

- ・教育活動全体を通して、意図的・計画的に「人間関係プログラム」の授業で学んだスキルを活用する直接体験の場や機会をつくり、コミュニケーション力の向上を図る。

(3) 「人間関係プログラム」に係る調査結果の活用

- ・各学級担任が、学級の雰囲気やスキルの定着度を的確に把握し、温かな学級づくりを実現し、いじめのない集団づくりに努める。

4 「いのちの支え合い」を学ぶ授業を通して

- (1) 児童が相談することの大切さを理解し、相談のスキル、悩みやストレスの対処法などを身に付ける。特に、いじめは、いじめられていても本人がそれを否定する場面が多々あることを踏まえ、友だちの代わりに自分が信頼できる大人に相談することができるようにする。

(2) 授業の実施

5年生 5月

6年生 5月

5 メディアリテラシー教育を通して

「携帯・インターネット安全教室」を実施し、児童の情報活用能力の向上を図り、安全に正しく携帯電話やインターネットを利用できる力を身に付けさせ、いじめの未然防止に努める。

- ・第5学年 「携帯・インターネットの正しい使い方を知ろう」

※可能な限り、学校公開日に実施し、保護者への啓発も行う。

6 保護者との連携を通して

- (1) いじめは絶対に許されないことについて、学校と連携して指導する。
- (2) 子どもとコミュニケーションを図り、子どもの些細な変化を見逃さないように努める。
- (3) 子どもに基本的な生活習慣を身に付けさせ、心の安定を図る。

VI いじめの早期発見（アセスメント・状況把握）

1 日頃の児童生徒の観察

(1) 朝の健康観察

児童一人ひとりの目を見て、表情や声の調子を確認しながら行う。

- (2) 授業への参加態度・表情・発表の様子等から、普段との違いを見逃すことのないように常にアンテナを高くして観察する。また、学級全体の児童の様子や雰囲気の変化を的確に把握するように努める。

(3) 休み時間、給食・清掃時間等

孤立している子がいないか、嫌がることをされている子がいないかなど、できるだけ現認するように努める。また、終了時の状況や児童の様子を注視する。

—ささいな変化を見逃さない—

- 発表したとき、嘲笑やからかいが起きる。
- ボール運動の時、パスがまわってこない。
- 実験道具等を一人で片付けている。
- ミシン等の道具の順番がなかなかまわってこない。
- 給食の時、机が離されている。
- 掃除の時、机がいつまでも運ばれない。

- 特に用事がないのに、職員室や保健室によく来る。
- 他の児童より早く登校する。
- 遅刻や欠席が多くなる。
- うつむきがちで視線を合わせようとしない。
- 物を隠される。
- 教科書等に落書きされる。

2 「心と生活のアンケート」の実施及びアンケート結果に応じた面談の実施

- (1) アンケートの実施 年間3回(4月、10月、2月) ※必要に応じて随時実施
- (2) アンケート結果の集約 アンケート実施後、速やかに集計し、学年・学校全体で情報の共有を図る。
- (3) アンケート結果の活用 アンケート結果に応じて、児童と面談を行う。また、その内容について学年・学校全体で情報の共有を図り、記録を取り保存する。

3 「いじめに係る状況調査」の報告

- (1) いじめに関する簡易アンケート(原則、無記名式アンケート、保護者アンケートを実施する場合は、記名式アンケート)の機会を捉えて実施し、毎月の「いじめに係る状況調査」に反映させる。
- (2) いじめを認知した時は、教育委員会に速やかに報告するとともに、「いじめに係る対応の手引き」に基づき対応する。

4 教育相談週間(日)の実施

教育相談週間及び教育相談日を設定し、相談できる体制を整える。

- (1) 教育相談週間 今年度は3学期に1週間程度の期間に集中して行う。
 - ・全児童を対象に担任が面談を実施する。
- (2) 教育相談日 原則毎月第2水曜日に設定し、保護者の要望に応じて実施する。
 - ※ 教育相談週間及び教育相談日に関わらず、毎日が教育相談日であることを保護者会等で周知する。

5 地域からの情報収集

- ・青少年育成会や社会福祉協議会等、地域の会合に出席して情報の収集を図る。
- ・放課後チャレンジスクールや土曜チャレンジスクールの指導員、防犯ボランティア等と連携し、児童に係る情報の収集に努める。
- ・3校生徒指導連絡会で情報の共有化を図る。

Ⅶ いじめの対応

いじめやいじめの疑いがあるような行為を発見したり、情報を把握したりしたときは、「いじめに係る対応の手引き」に基づき、対応する。

- 校長は、情報を集約し、組織的な対応の全体指揮を掌理する。また、いじめ対策委員会を招集し、その運営を管理するとともに、その内容や対応を教育委員会に報告する。
- 教頭は、教頭は、校長を補佐し、組織的な対応を整理する。
- 教務主任は、校長及び教頭の指示に基づいて、校長及び教頭を補佐する。

- 担任は、事実の確認のため、情報収集を行う。また、いじめを受けた児童や通報児童の安全を確保するとともに、いじめた児童の指導を行う。
- 学年主任は、当該学年の児童の情報収集を行う。また、必要に応じて、担任とともにいじめを受けた児童や通報児童の安全を確保するとともに、いじめた児童の指導を行う。
- 生徒指導主任は、児童の情報を把握できる体制を整えるとともに、校内・校外のコーディネーターとして関係者間の連絡・調整を図る。また、「いじめの疑い 情報伝達シート」や「いじめ通報 受理票」の周知・集約・情報の共有を行う。
- 教育相談主任は、アセスメントに基づく支援やカウンセリングの方法等について、関係者間の連絡・調整を図る。
- 特別支援教育コーディネーターは、問題の背景に障害が要因として考えられないか、情報収集を行う。
- 養護教諭は、いじめを受けた児童に寄り添い、カウンセリング等を行う。
- スクールカウンセラーは、専門的な立場から、アセスメントに基づく支援の指導助言や児童等へのカウンセリングを行う。
- さわやか相談員は、養護教諭等とともに児童に寄り添い、教職員と連携して支援を行う。
- 保護者は、家庭において児童の様子をしっかりと把握し、異変を感じた時は、直ちに学校と連携して児童の安全を確保する。
- 地域住民等は、いじめを発見し、又はいじめの疑いを認めた場合は、学校等に通報又は情報の提供を行う。
- 教職員がいじめを発見又は相談を受けた場合には、速やかにいじめ対策委員会にその情報を報告し、組織的な対応につなげなければならない。特定の教職員が情報を抱え込み、組織に報告を行わないことは法の規定に違反する。

Ⅷ 重大事態への対応（「いじめ防止対策推進法」第28条）

- 生命・心身に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、「いじめ防止対策推進法」、「いじめ防止等のための基本的な方針」、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」、「さいたま市いじめ防止対策推進条例」、「さいたま市いじめ防止基本方針」、「いじめに係る対応の手引き」等に基づいた対応を確実に行う。
- 重大事態について
 - ア) 「生命・心身に重大な被害が生じた疑い」
 - ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
 - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
 - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合 等
 - イ) 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合」
 - ・ 年間15日を目安とする。
 - ・ 一定期間連続して欠席している場合は、迅速に調査に着手する。

○ 児童や保護者から申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できない。

- ア) いじめ対策委員会で、いじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有を行う。
- イ) 校長は、いじめの事実の確認を行い、結果を教育委員会に報告する。

※ 教育委員会が、重大事態の調査の主体を判断

<学校を調査主体とした場合>

- 1 校長は、直ちに教育委員会に報告する。
- 2 校長は、教育委員会の指導・支援の下、学校の下に、重大事態の調査組織（いじめ対策委員会を母体とした）を設置する。
- 3 校長は、いじめ対策委員会で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- 4 校長は、いじめを受けた児童（生徒）及びその保護者に対して、情報を適切に提供する。
- 5 校長は、調査結果を教育委員会に報告する。
- 6 校長は、調査結果を踏まえた必要な措置を行う。

<教育委員会が調査主体となる場合>

- 1 校長は、教育委員会の指示の下、資料の提出など、調査に協力する。

Ⅸ 研修

いじめの未然防止、早期発見・早期対応、インターネット等を通じて行われるいじめへの対応等、教職員のいじめに対する意識や対応力を高めるために、次の研修を行う。

- 1 職員会議
 - ・学校いじめ防止基本方針の周知徹底
 - ・いじめに係る情報交換
 - ・取組アンケートの実施、結果の検証
- 2 校内研修
 - ・指導方法の改善に係る研修・・・わかる授業、一人ひとりを大切にする授業、個性の伸長を図る授業、コミュニケーション力向上を図る授業、授業規律等
 - ・児童理解に係る研修・・・生徒指導、教育相談、特別支援教育等
 - ・情報モラルや「ネットいじめ」等に係る研修

研修の開催時期（予定）

6月 特別支援に係る研修（児童理解）

7月 情報教育・情報モラルに係る研修

8月 人権教育に係る研修（性的マイノリティー）

8月 教育相談に係る研修（ゲートキーパー・子どもの自立心を育てよう）

X PDCAサイクル

いじめ防止の取組の実効性を高めるため、いじめ基本方針が、学校の実情に即して機能しているかを、PDCAサイクルで点検・改善する。

いじめ基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置づけ、取組の達成状況を評価する。その結果を踏まえ、取組の改善を図る。

いじめの問題に関する行内研修の開催時期（予定）

6月 いじめ防止基本方針の改定に伴う研修

6月 特別支援に係る研修（児童理解）

8月 生徒指導に係る伝達研修